

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

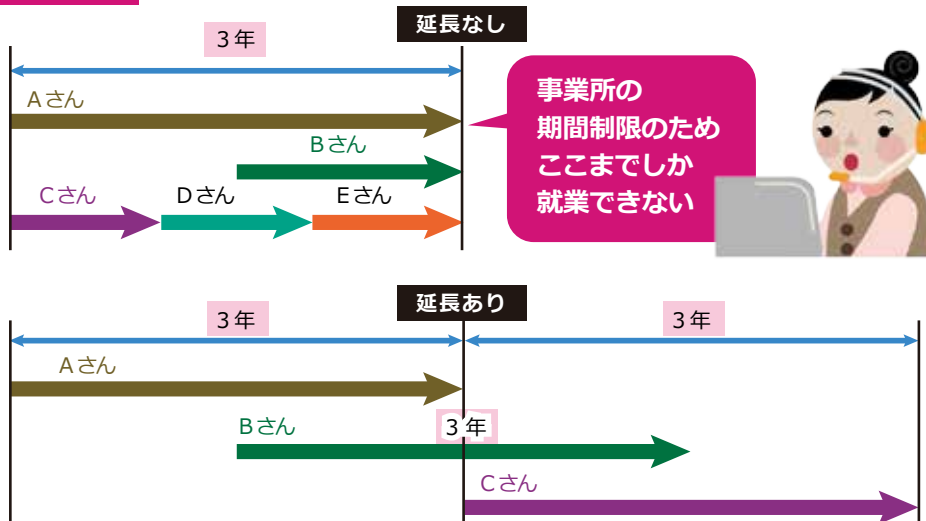
労働者派遣法の改正から 今年9月30日で3年が経過

今年の9月30日で平成27年に労働者派遣法が改正されてから3年が経過し、期間制限に注意が必要となりますので、今回のヒューマン・プライム通信では、労働者派遣法の改正内容についてご紹介します。

■期間制限ルール

①派遣先の事業所単位の期間制限：

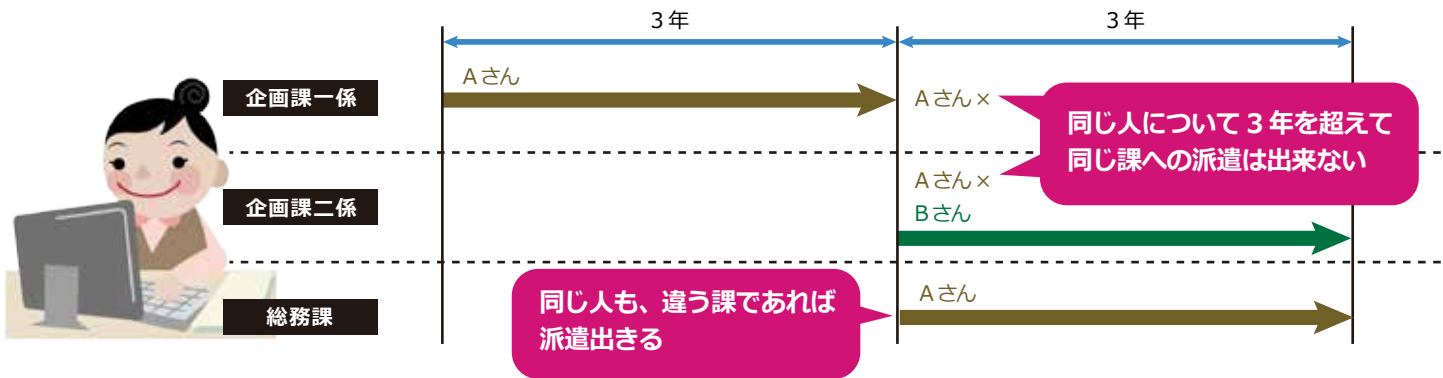
事業所において、派遣可能期間（受入から3年）を超えて就業させることは出来ません。



※派遣先の事業所の過半数労働組合等から意見聴取を行った上で、3年を限度として期間が延長出来る場合があります。

②派遣労働者の個人単位の期間制限：同一の組織単位（「課」等）で、3年を超えて就業させることは出来ません。

※事業所単位の派遣可能期間が延長された場合も個人の期間は変わりません。



※右記の方は例外として期間限定の対象外となります：派遣元で無期雇用されている派遣労働者、60歳以上の派遣労働者等

■労働契約申込みみなし制度

派遣先が違法な労働者派遣を受け入れた際、その派遣労働者に対して、労働契約を申込んだとみなされてしまう場合があります。

■対象となるケース

- ①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ③期間制限に違反して派遣労働者を受け入れた場合
- ④労働者派遣法等の規定の適用を免れる目的で行われる偽装請負の場合

■雇用安定措置

同一の組織単位（「課」等）に継続して3年以上派遣される見込みとなった場合、派遣会社は以下のいずれかの措置を講じる義務が発生します。

- ①派遣先への直接雇用の依頼
※直接雇用に結びつかなかった場合には2～4をいずれかの措置を講ずる必要があります
- ②新たな派遣先の提供
- ③派遣元での派遣労働者以外としての無期雇用
- ④その他雇用の安定を図るための措置

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。